

# 加賀藩御定書卷十二

## 會所御定書

### 一 會所御條目

覺

一、炭・薪御奉行牧次右衛門・木村四郎左衛門。

朱書。唯今は御步裁許仕、會所より入帳に記渡置、拂方切手會所印押申候。

一、下臺所御賄方木崎勘十郎・五十嵐小平次。

朱書。唯今は與力裁許仕、仕拂右印押申候。

一、家具・皿鉢・御料理道具、并臺子道具色々、箒・ちり取・たばこ道具、飯田次郎右衛門・寺田四郎右衛門・長嶋道茂。右御奉行人手前拂方之儀、於會所令吟味、會所奉行人切手に而受取可相渡事。

朱書。家具・皿鉢・御料理道具は與力裁許仕候。請拂會所印押申候。臺子其外御茶之湯道具は、渡邊伊兵衛・三輪五

郎三郎裁許仕、請拂右同斷。箒・ちり取・たばこ盆其外品々、坊主小頭裁許仕、請拂は坊主頭支配仕候。

一、御肴方其外八百屋物、ケ様之類於會所可有裁許事。

朱書。唯今は八百屋物は御臺所與力、御肴は足輕請拂仕候。

一、他國に被遣御荷物送り、會所より可遣事。

一、銀子渡方小拂之書出に洩候儀者、會所之もの切手に而可相渡事。

朱書。唯今は金銀渡方、請取人切手を會所印押申候。

一、御用之儀滯事、又は諸奉行手前洩候儀は、於會所逐吟味可申候。何之御用滯申故如何様に申付候旨、委細帳面に記可申上事。

朱書。唯今は年寄中又は御用人の時々親、夫々申談候。

一、江戸・京に被遣御用、會所より所々御奉行に申渡儀、相調候裁度々せこを入可承届候。其外之御用會所より申渡儀、是又切々せこを入可承事。

一、佐垣九右衛門・杉本善助・津田忠兵衛請取金銀、水原清左衛門改、入を立可申事。